

令和 5 年 1 0 月 1 6 日

公 告

防衛省共済組合宇治支部

支部長 平 野 邦 治

(職 印 省 略)

陸上自衛隊宇治駐屯地（防衛省共済組合宇治支部）において、自動販売機（飲料等）によるあっせん商品の販売希望業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置場所

京都府宇治市五ヶ庄官有地

陸上自衛隊宇治駐屯地 自動販売機コーナー 2 箇所

3 設置機種及び台数

飲料6台（缶、ペットボトル）、食品2台（アイスクリーム1台、カップ麺1台等）

ただし、食品の自動販売機が設置台数等に満たない場合は、飲料の自動販売機を設置する。

また、飲料の自動販売機の応募業者数が設置台数に満たない場合は、企画提案書の評価が高い業者順に設置台数を割り当てる。

4 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可

5 募集要領等の配布期間及び配布場所

- (1) 期 間：令和5年10月16日（月）から同年10月27日（金）17時まで
- (2) 場 所：防衛省共済組合宇治支部
- (3) 注意事項：募集要領等の配布は、期間中の土日を除く9時から17時まで（13時から14時の間を除く。）

6 業者説明会

- (1) 日 時：令和5年10月30日（月）14時から15時まで
- (2) 場 所：陸上自衛隊宇治駐屯地 駐屯地会議室
- (3) 注意事項：
 - ア 上記説明会に不参加の業者は、公募に参加できません。
 - イ 説明会に参加を希望される業者の方は、準備の都合上、10月27日（金）17時までに「業者説明会参加申込書」を防衛省共済組合宇治支部に提出して下さい。
 - ウ 会場準備の都合上、参加は1業者3名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため、車両は1台でお願いします。

7 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

8 問合せ先

防衛省共済組合宇治支部（担当：太田）

電話（0774）31-8121（内線329）

業者説明会参加申込書

会社等の名称	
--------	--

令和5年10月30日（月）の説明会への参加を希望します。

参加者氏名	連絡先（携帯番号等）

提供先：防衛省共済組合宇治支部

TEL：0774-31-8121（内線329）

☆FAXで送信を希望される場合は、一度お電話ください。